



## 中国における『外商投資法』の対応について

中国の『外商投資法』とその関連規定である『外商投資法実施条例』は2020年1月1日より施行されました。『外商投資法』の施行に伴い、一部既存の外商投資企業についても、組織形態等の調整が必要です。その対応期限は2024年12月31日までであり、残り約1年4カ月しかありません。本資料では、本法の概要と企業が求められる対応事項について解説します。

※本資料は2023年8月時点の中国関係当局の規定・資料に基づき作成

### 1. 『外商投資法』の概要

『外商投資法』と関連規定の『外商投資法実施条例』は2020年1月1日より施行され、従来の「外資三法」及び関連規定に取って代わりました(図1を参照)。

【図1】外商投資に関する法律及び行政法規

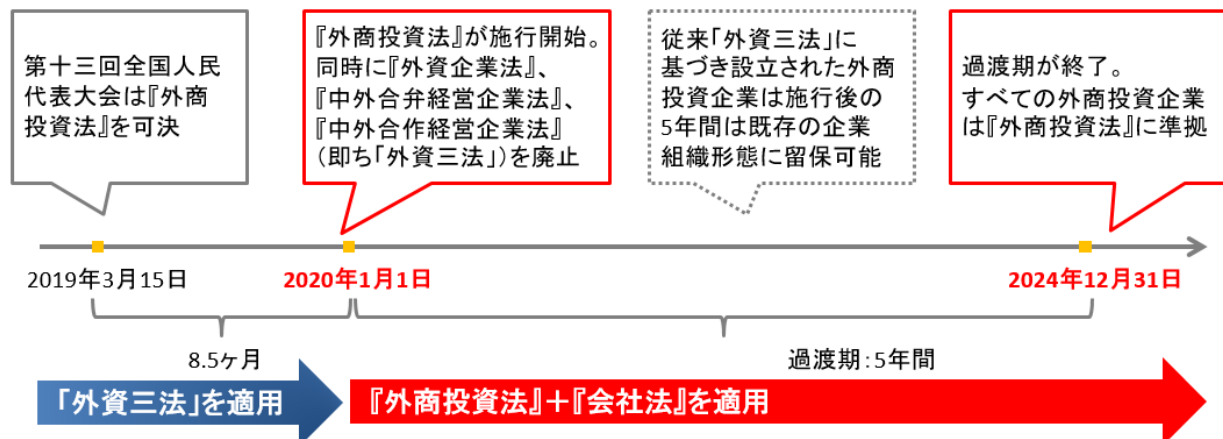
属性	2020年1月1日以前	2020年1月1日以降
法律	『外資企業法』『中外合弁経営企業法』 『中外合作経営企業法』 (以下「外資三法」と略称)	『外商投資法』 (+『会社法』)
行政法規	『外資企業法実施条例』 『中外合弁経営企業法実施条例』 『中外合弁経営企業の合弁期限の暫定規定』 『中外合作経営企業法実施条例』	『外商投資法実施条例』

『外商投資法』は外商投資を規定する基本法として、「内資企業と外商投資企業を平等に取り扱う」としていません。

中国では、内資企業の組織形態及び経営活動などは『会社法』に従う必要があります。『外商投資法』施行後、「内外統一」の精神のもと、外商投資企業に対しても『会社法』が適用されますので、外商投資企業の組織形態や経営活動などについても『会社法』に従う必要があります。

『会社法』に従うことについて、外商投資企業が十分に対応できるよう、5年間の移行期間が設定されています。2020年1月1日以前に「外資三法」に基づき設立された外商投資企業は、『外商投資法』施行後5年以内(2020年1月1日から2024年12月31日まで)の間は、従来の組織形態や経営活動などを継続することが可能とされています(図2を参照)。

【図2】『外商投資法』施行の予定表



## 2. 企業が求められること(規制面)

それでは、2024年12月31日までの残り1年半の期間で、外商投資企業はどのような対応が必要となるのでしょうか。組織形態や経営活動などが『会社法』の規定と合わない場合、規制面での主な対応事項は以下の通りです。

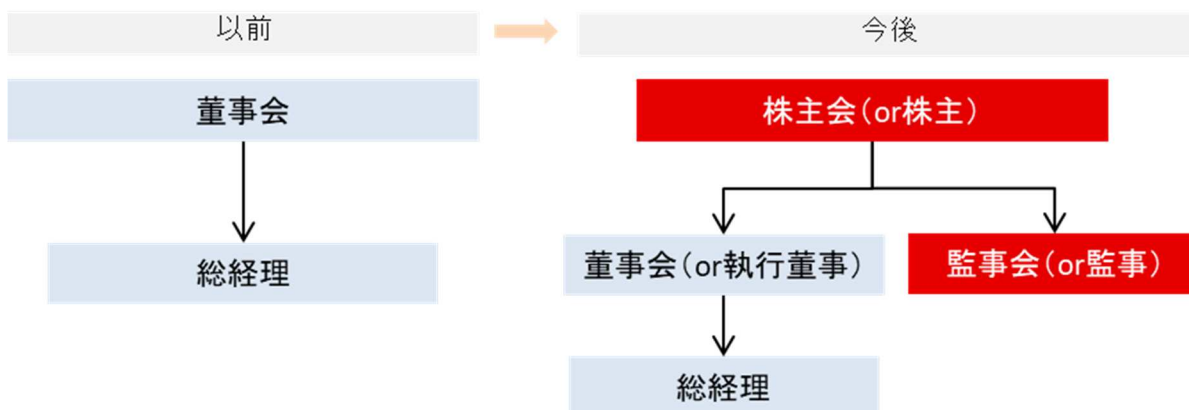
### <主な対応事項>

- ✓ 新たな最高意思決定機構として、株主会(or株主※)を増設する
- ✓ 監事会 or 監事を増設する
- ✓ 董事会、総経理の権限を『会社法』の規定に合わせて調整する
- ✓ 会議召集や決議権限などを『会社法』の規定に合わせて調整する
- ✓ 上記調整により、会社定款を改訂する

改訂後の新しい会社定款を所在地の市場管理監督局に備案する

※海外から100%出資して設立した独資企業の場合、株主会は設置不要ですが、組織上は社内組織としての「株主」を設置する必要があります。

【図3】組織構造の調整



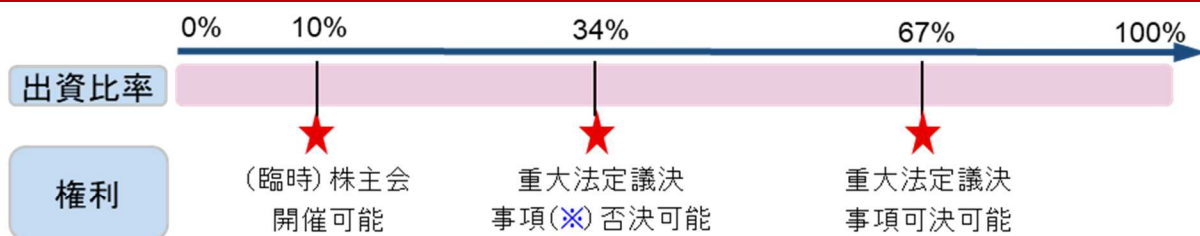
2020年1月1日以前に設立された外商投資企業の定款は旧「外資三法」に基づき作られているため、上記組織構造の調整に伴い、2024年12月31日までに『会社法』に合わせて見直す必要があります(図4を参照)。

【図4】定款改定『中外合弁経営企業法』と『会社法』の主なる相違点(一部)

比較項目	旧「外資三法」の代表である『中外合弁経営企業法』とその実施条例	『会社法』(2018年版)
権力機関	董事会は中外合資企業の最高権力機関であり、合弁企業は一切の重大問題を決定する	株主会は会社最高の権力機関であり、董事会は株主会に対して責任を負う
会議召集	三分の一以上の董事の提議があれば、董事長は臨時董事会を開催することができる。董事会は三分の二以上の董事の出席がなければ開催できない	十分の一以上の議決権を持つ株主、または三分の一の董事が提議すれば、臨時株主会を開催することができる。十分の一以上の議決権を持つ株主の提議があれば、株主会を開催できる
決議	定款修正・清算・増資/減資・合併分割等、重大事項については、出席した中外董事の全会一致でなければ決議できない	株主会会議で行う、公司定款の修正、登録資本の増加又は減少の決議、及び会社の合併、分割、解散又は公司形態の変更の決議は、三分の二以上の議決権を代表する株主を経て可決しなければならない
株式譲渡	合弁の一方が第三者にそのすべて或いは一部の株式権を譲渡する場合、合弁他方の同意を得なければならない	株主が株主以外に出資持分を譲渡する場合、その他の株主過半数の同意を得なければならない
法定代表者	董事長は合弁企業の法定代表者	総経理でも法定代表者に任命されることは可能
法定基金の積立比率	・準備基金、従業員奨励金及び福利基金、企業発展基金の3項目あり ・夫々の積立比率は、董事会が確定する	・法定の積立金、任意の積立金の2項目に変更 ・法定の積立金の積立比率は、税引き後利益の10%とする。積立金の総額が会社の登録資本金の50%に達した場合、それ以上は積立てなくてよい

上記対応事項のうち、最も注目されているのは合弁企業の決議権限ルールの変更です。過去は会社の重要事項について、董事会メンバー人数の一定比率で決議されていましたが、今後は株主会における出資比率の多寡で可決されることになるため、注意が必要です。

【図5】出資比率に応じた権利の変化



(※) 重大法定議決事項は『会社法』第43条に記載されることを指す。

第43条 三分の二以上の、議決権を有する株主の合意が必要な法定議決事項:

定款の修正、登録資本の増加又は減少の決議、及び会社の合併、分割、解散又は公司形態の変更の決議

### 3. 企業への影響

#### (1) 当局関連

『外商投資法実施条例』第四十四条では、「2025年1月1日以降、市場監督管理部門は、法に従い組織形態、組織機構等を調整せず、変更登記を行わない既存の外商投資企業に対して、その他の登記事項の申請を受理せず、当該状況を公表する」と明記されています。即ち、本件対応しない限り、外商投資企業の増資、減資、経営範囲変更、分公司新設等は実施できなくなる可能性があります。

#### (2) 中国側パートナーとの交渉

合併会社の場合、企業組織形態をどう調整すべきかについては、合併双方の利益関係、発言権、議決権にも繋がる重要事項であり、他の株主との交渉や合意達成までにも相応の時間がかかるものと想定されますので、早期に交渉を開始した方がよいと考えられます。

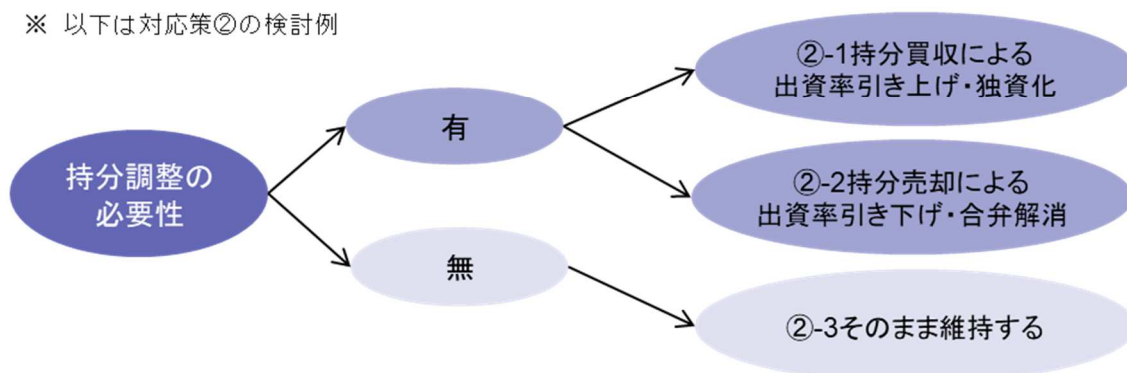
特に今までは董事会への董事派遣人数により、一定の権限を確保できていましたが、今後は董事会の代わりに株主会における出資比率で決議されるため、出資比率の調整も重要となります。中国事業の今後の方向性も含めて検討する必要があります。

### 【図6】対応策(想定される選択肢)

#### 対応策① 株主会における議決権に関する定款修正案の見直し交渉

#### 対応策② 合併企業の持分出資比率調整をめぐる交渉検討・開始

※ 以下は対応策②の検討例



対応期限まで残り1年半となった今、『外商投資法』への移行に伴う対応策の事前検討、社内での組織体制の変更、他の株主との交渉など、計画を立てて早期に対応していくことが必要な状況です。

### 【図7】日系企業の一部検討事例 (出所:外部機構&弊行取引先よりヒアリングした内容をベースに整理)

<p>検討事例①</p> <p>出資比率: 日本側株主 50%: 中国側株主 50%</p> <p>業種: 化学</p> <p>方針: 今までは中国側と相談しながら董事会で決議している。今後も同じ方針。定款見直しなどは会社法に基づき修正する。持分出資比率の調整は特に検討していない。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

検討事例②

出資比率: 日本側株主 65%: 中国側株主 35%

業種: 電機

方針: 会社法の規定に基づき、三分の二以上の議決権を確保するために、2%の持分を中国側株主から買い取りすることを検討中。一方、中国現法は相当の利益が出ており、中国側との交渉には時間かかると想定。

検討事例③

出資比率: 日本側株主 100%

業種: 自動車部品

方針: 投資性会社は独資で対応しやすいが、Gr.内には合弁出資先企業も多い。まだ対応に着手しておらず、急ぐ必要あり。特に出資比率 33%以下の現地法人は、重要事項に対する否決権はなくなり、会社法移行後如何に発言権や判断権限を残せるか、弁護士など外部の意見を伺いつつ対応策を取っていきたい。

検討事例④

出資比率: 日本側株主 60%: 中国側株主 40%

業種: 食品

方針: 合弁相手との友好関係を気にしている。仮に出資比率を見直したとしても、先方との事前協議は引き続き必須だと考えるため、基本は現状の出資比率を維持する方針。会社法による定款見直しは最低限に対応する予定。

検討事例⑤

出資比率: 日本側株主 30%: 中国側株主 70%

業種: 素材

方針: 中国パートナーより定款見直しの要請を受けている。重要事項について三分の二以上の議決権あれば可決可能、利益配分について過半数で裁決可能、その他は基本現状維持など。中国現法の業績はよく、経営期限も近づいているため、それを切っ掛けに合弁解消して独資で再出発するか、それとも合弁継続して条件付きで同意するか、外商投資法の対応に合わせて今後の中国戦略をセットで考えたい。

<参考資料>

■通達: 『外商投資法』、『外商投資法实施条例』(国务院令第723号)

■資料: MUFG バンク(中国)実務・制度ニュースレター【第225号】

[https://Reports.mufgsha.com/File/pdf\\_file/info003/info003\\_20190419\\_001.pdf](https://Reports.mufgsha.com/File/pdf_file/info003/info003_20190419_001.pdf)

MUFG バンク(中国)実務・制度ニュースレター【第240号】

[https://Reports.mufgsha.com/File/pdf\\_file/info003/info003\\_20200107\\_001.pdf](https://Reports.mufgsha.com/File/pdf_file/info003/info003_20200107_001.pdf)

(以上)



- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク(中国)有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFG バンク(中国)有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したのになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再公布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再公布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

**MUFG バンク(中国)有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国ビジネスソリューション室**

(商 号) MUFG バンク(中国)有限公司

(住 所) 上海市浦東新区海陽西路 399 号前灘時代広場 17-20 階